

吉川 元 議員事務所 御中

文部科学行政に関しまして、日頃より御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

御依頼のありました資料をお届けいたしますので、よろしく御査収ください。

なお、資料につきまして、御質問、御不明な点等がございましたら、下記担当まで御連絡いただきますようお願いいたします。

今後とも、よろしく御指導いただきますよう、お願い申し上げます。

担当課連絡先

I. ①⑤について

文部科学省初等中等教育局教育課程課

電話：（代表）03-5253-4111（内線：2365）

II. ①②④について

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課

電話：（代表）03-5253-4111（内線：4675）

II. ③について

文部科学省初等中等教育局参事官付

電話：（代表）03-5253-4111（内線：3782）

III. ①～⑤について

文部科学省初等中等教育局教科書課

電話：（代表）03-5253-4111（内線：2576）

III. ⑥⑧について

文部科学省初等中等教育局教育課程課

電話：（代表）03-5253-4111（内線：2903）

III. ⑦について

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

電話：（代表）03-5253-4111（内線：4728）

1、「日の丸・君が代」に関する質問

2.【諸外国の例などについて】(3)に関連して

①事前質問に対する川口氏の回答では、フランスの学習指導要領には、国旗国歌をホームルーム教育として指導することとされているとのことだった。その文書の正式名称と、その該当箇所を引用して教えていただきたい。

平成27年8月3日の回答では、初等中等教育局教育課程課の担当官より「フランスでは、学習指導要領により、国旗・国歌を公民教育として指導することとされている」と説明したところ。

御質問の文書の正式名称と、その該当箇所については以下のとおり。

【名称】

小学校及びコレージュにおける道徳及び公民教育に係る学習指導要領を定める2015年6月12日付省令

(原語) Arrêté du 12 juin 2015 fixant le programme d'enseignement moral et civique pour l'école élémentaire et le collège

【該当箇所】

同省令の付属文書 (annexe)

(次ページは、付属文書の該当箇所を学年別に抜粋したもの。)

学年	目標とされる知識，能力及び態度	学習の対象
小学校第 1, 2, 3 学年	3/a ー学校に存在する共和国の象徴を識別する。	ーフランス共和国の価値を認識し，象徴を識別する：国旗，国歌，建築物，国祭日。
	3/a- Identifier les symboles de la République présents dans l'école.	- Connaître les valeurs et reconnaître les symboles de la République française: le drapeau, l'hymne national, les monuments, la fête nationale
小学校第 4, 5 学年，コレージュ第 1 学年	3/a ー共和国の象徴の意味を理解する。	ーフランス共和国及び欧州連合の価値及び象徴
	3/a - Comprendre le sens des symboles de la République.	- Valeurs et symboles de la République française et de l'Union européenne.
コレージュ第 2, 3, 4 学年	3/b ーフランス的市民性及び欧州の市民性に関する原則，価値及び象徴を知る。	ーフランス的市民性及び欧州の市民性：原則，価値，象徴。
	3/b - Connaître les principes, valeurs et symboles de la citoyenneté française et de la citoyenneté européenne.	- Citoyenneté française et citoyenneté européenne: principes, valeurs, symboles.

【我が国の状況について】

担当 初等中等教育局教育課程課企画調査係（内線：2365）

【フランスの状況について】

担当 生涯学習政策局参事官（連携推進・地域政策担当）付（内線：3249）

1. 「日の丸・君が代」に関する質問

2. 【諸外国の例などについて】(3)に関連して

⑤学校制度が出来て百年の歴史の中で、何いつ頃から卒業式や入学式で国旗国歌を使うようになったのか。そのねらい、目的は何だったのか。

入学式や卒業式は、学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛かつ清新な雰囲気の中で、新しい生活の展開への動機付けを行い、学校、社会、国家など集団への所属感を深める上でよい機会となるものであり、このような意義を踏まえ、現行の学習指導要領においては、小・中・高等学校において、「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」としている。

この記載は、平成元年度の小・中・高等学校の学習指導要領改訂時よりなされているものであり、それ以前の学習指導要領においては、儀式などを行う場合には、国旗を掲揚し、国歌を斉唱させることとされていた。

担当 初等中等教育局教育課程課企画調査係（内線：2365）

問Ⅱ① 事前質問に対する堀家氏の回答の中で引用された『改正地方公務員法』の該当条文を御教示願いたい。

(答)

平成28年4月1日より施行される改正地方公務員法においては、人事評価について以下のとおり規定されています。

○ 地方公務員法（平成28年4月1日施行後）

第15条 職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行わなければならない。

第23条 職員の人事評価は、公正に行わなければならない。

2 任命権者は、人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとする。

担当 初等中等教育局初等中等教育企画課教育公務員係（内線：4675）

問Ⅱ② 堀家氏は、引用条文を根拠に再任用は任命権者の全面的な裁量と説明していると思われるが、『地方公務員の雇用と年金の接続について（総務副大臣通知）』（平成25年3月29日）によれば、希望する職員については再任用するのが原則であり（下記参照）、「再任用しない者の要件」とは、別紙『国家公務員の雇用と年金の接続について』（平成25年3月26日 閣議決定）の「記」②に、「第42条の規定に基づく欠格事由又は分限免職自由に該当する場合」と限定されており、任命権者には広い裁量権が認められていないのではないか。

（答）

地方公務員の雇用と年金の接続については平成25年3月の総務省副大臣通知において、「地方公務員の雇用と年金を確実に接続するため、各地方公共団体において、この閣議決定の趣旨を踏まえ、下記の事項に留意の上、能力・実績に基づく人事管理を推進しつつ、地方の実情に応じて必要な措置を講ずるよう要請」とされています。

文部科学省としても、平成25年4月の文部科学省事務連絡において、教育公務員の雇用と年金の接続について、総務省通知を踏まえ、適切に対応するよう各教育委員会に促しているところです。

実際に職員を再任用するか否かについては、これらに基づき、大阪府教育委員会が任命権者として責任をもって判断していただくことです。

問3③ 全国学力調査結果の高校入試利用について、事前質問に対して荒井氏から下記の回答があった。ところがこの回答の翌日（8月4日）、下村文科大臣が記者会見で大阪府の意向を聞くことを発表し、8月20日に松井大阪府知事との会談が行われ「今年度限りで認める」との決定が伝えられたと報道された。これは、「全国的な学力調査に関する専門家会議」の意見は、尊重されなかったということなのか。また、来年度以降の扱いについて、一部報道では「府教委は再来年春以降も態度を変えず」とされているが、文科省の見解はどうなっているのか、お答えいただきたい。

(答)

1. 大阪府教育委員会が、高等学校入学者選抜に関わる資料として全国学力調査の結果を用いることについて、文部科学省としては、専門家会議の見解も踏まえ、調査の趣旨に反するため認められないと判断している。
2. ただし、平成28年度については、
 - ・今年度の調査について、過去にあったような過剰な対策で学校教育がゆがめられるような事態や不正等はなく、適切に実施されたこと
 - ・各学校では既に府教委が決定したルールに基

づく準備が進められていること
などを考慮して、学校現場における混乱を避けるために、例外としてやむを得ないと判断するが、平成29年度以降については、認められないという旨を明確に伝えており、このことを守っていただきたいと考えている。

担当 初等中等教育局参事官付 学力調査室 学力調査企画係（内線：3782）

問Ⅱ④ 特別支援学校の卒業式等においては、いかなる状況が想定され、それに対してどのような配慮が必要とされるのか。想定される状況の中には起立斉唱できない場合も入っているのか、文科省の見解を示されたい。

(答)

国旗掲揚・国歌斉唱の実施方法については、社会通念に従い、教育委員会や各学校長が適切に判断するものです。

特別支援学校における卒業証書の授与や式中の介助についても、児童生徒一人一人の障害の状態や、施設、設備の状況に応じ、社会通念に従って、教育委員会や各学校長が適切に判断するものです。

その上で、国旗を掲揚し、国歌を斉唱するよう教育委員会や各学校長から職務命令が発せられた場合には、教職員は当然、その職務命令に従う義務があります。

担当 初等中等教育局初等中等教育企画課教育公務員係（内線：4675）

1. 【教科書採択について】

① 教育行政が教科書の採択を行っているのは日本と中国だけという認識を持っている、という回答であったが、貴省の保有資源6ヶ国以外に、OECD 諸国あたりの範囲まで広げて、お調べいただくことは出来ないだろうか。

(答)

1. 諸外国における教科書制度については、各国の事情により様々であると認識しており、採択制度についても一概に比較することは困難である。現時点において、調査することは考えていない。
2. なお、先日回答差し上げた諸外国の教科書制度については、「第3期科学技術基本計画のフォローアップ『理数教育部分』に係る調査研究」(国立教育政策研究所(平成21年3月))によるものである。

担当 初等中等教育局教科書課企画係

(内線：2576)

1. 【教科書採択について】

② 調査員に現職の教員を多く配置していることと、教員の意向が多く採択に反映されることは同義ではない。現行の採択制度の下にあっては、数人の専門外の間で恣意的に教科書が決められてしまっている例も多い。現行の教科書採択の制度とその運用実態で問題がない、と考えているのか。

③ 学校現場で実際に教育活動を行っている教員の意見を採択の過程にもっと反映させるように制度改革や指導をすべきではないのか。

(答)

1. 教科書採択については、採択権者である教育委員会等の権限と責任のもと、調査研究を行ったうえで実施するよう指導しているところであるが、実際の調査研究の主体・方法等については、教育委員会等の判断により、決定されるべきものである。

2. なお、一般的に言えば、調査研究に当たっては、必要な専門性を有し、児童生徒に対して直接指導を行う教員が調査員として選任されていることが多く、その果たす役割は決して小さくないものと認識している。

1. 【教科書採択について】

④ まず、採択地区の「数」だけを示しても、細分化が進んでいることの実証にはならないことを認めたい。その上で、もし本当に細分化が進んでいるというのなら、採択地区の「数」のみではない、実態の分かる客観的な資料を改めて示されたい。

⑤ 義務教育の広域採択制を改めて、学校ごとの採択が行われるようにすべきではないか。

(答)

1. 平成26年4月に改正された教科書無償措置法により、市郡単位から市町村を単位とした採択地区の設定を可能としたところである。

2. 具体の採択地区の設定は、地域の実情に応じ、市町村教育委員会の意見を聴いたうえで、都道府県教育委員会が行うものである。

担当 初等中等教育局教科書課企画係

(内線：2576)

Ⅲ、教育改革法案成立後の教育行政の変化等に関連して

6. 【総合的な学習における自衛隊施設訪問について】(11)

⑥文科省から、防衛省へ、「総合的な学習」への協力依頼の文書を出していることを、認められたい。

文部科学省においては、平成14年より、ホームページ上に『「総合的な学習の時間」応援団のページ』を開設し、各学校の取組に対して、人材の派遣や教材の提供などの支援、協力をいただける団体の紹介を行っている。

ホームページの開設に当たっては、全府省庁に対し、各学校の「総合的な学習の時間」の取組に対して、支援、協力をいただける内容があれば御連絡いただくとともに、その内容を当省のホームページ上で紹介させていただきたい旨の事務連絡を発出している。

担当 初等中等教育局教育課程課教育課程第一係

(内線：2903)

Ⅲ⑦ 自衛隊の「実弾演習」を見学するようなことが「職場体験」としてふさわしいのか。そもそも自衛隊の体験からどのような「職業理解」を期待しているのか。

(答)

1. 職場体験活動は、その職業の現場において、見学のみでなく実際の体験的な学習を通して、自己と社会の双方について多様な気づきや発見を経験させることを目的とするものであり、その内容については、学校が児童生徒の発達段階等に応じて適切に御判断いただくものである。
2. 自衛隊の体験については、自衛隊は地域における多様な職業の一つであり、その現場における体験的な学習を通して、自衛隊の任務や役割、また仕事の大変さややりがい等の職業への理解を促すとともに、勤労観・職業観等が育まれるものと考えられる。

Ⅲ、教育改革法案成立後の教育行政の変化等に関連して

6. 【総合的学習における自衛隊施設訪問について】(11)

⑧各学校の判断を超えて、教員委員会等が画一的に「総合的な学習」の内容を押しつけることが、教科本来の目的・目標から許されることなのか。

各学校においては、教育基本法、学校教育法その他法令及び学習指導要領に示すところに従い、地域や学校の実態及び児童の心身の発達の段階や特性等を十分に考慮して、総合的な学習の時間を含めた教育課程を適切に編成することとされている。

担当 初等中等教育局教育課程課教育課程第一係

(内線：2903)